

地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事会規程

平成 23 年 4 月 1 日  
規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター定款（以下「定款」という。）第 23 条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第 2 条 定款第 15 条第 6 号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人りんくう総合医療センターがその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁
  - (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定
  - (3) 5,000 万円以上の工事、修繕及び医療機器の購入に関する契約の締結、これらの契約にかかる 1,000 万円以上の変更契約の締結並びにこれらの契約にかかる解約
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項
- 2 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。
- (1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項
  - (2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と定める事項

(招集)

- 第 3 条 理事会は、定款第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事会は、原則として月 1 回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。
- 3 理事会の議案に付議すべき事項は、あらかじめ次条の理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、その暇がない場合は、この限りでない。

(組織)

第 4 条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席等)

第 5 条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聴取することができる。

(議長の職務代行)

第 6 条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第7条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 理事会の庶務は、経営企画室において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。